

施策・事業シート(概要説明書)								
担当府省名	内閣府		予算事業名	犯罪被害者等施策の推進				
担当局庁名	政策統括官 (共生社会政策担当)		上位施政事業名	共生社会実現のための施策の推進		作成責任者		
担当課・室名	犯罪被害者等施策推進室		事業開始年度	平成17年度(連携促進、普及・啓発)、平成18年度(調査研究)		犯罪被害者等施策担当官 室戸真一		
相関法令(具体的な条文 (〇条〇項など)も記載)	犯罪被害者等基本法 (調査研究)第10条 (連携促進)第7条、22条、23条 (普及・啓発)第20条		関係する通知、計画等	犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)				
実施方法	■直接実施							
	■業務委託等(委託先等: それぞれの事業について一般競争入札により決定)							
	□補助金【直接・間接】(補助先:) □貸付(貸付先:) □その他()	実施主体:)						
支出先が 独立法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数	内	官庁OB	役員報酬額	官庁OB役員 報酬額			
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業 目的 (何のために)	国・地方公共団体・関係機関の連携・協力の促進、犯罪被害者団体等の活動の促進、犯罪被害者等に関する国民の理解の増進を図ることにより、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない社会」の実現を目指す。							
対象 (誰/何を対象に)	一般国民、地方公共団体、犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、関係機関・団体							
事業/制度 概要 (手段、手法など)	<p>【調査研究】 ○政府が講じた犯罪被害者等のための施策について国会に報告を行うための年次報告書を作成する。年次報告書は都道府県や犯罪被害者団体、犯罪被害者支援団体、関係機関・団体に配布する。 【連携促進】 ○国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るために、都道府県担当者会議を開催し、情報提供及び情報交換を行う。 ○地方公共団体の窓口部局の職員を対象として、施策の総合的な推進や相談業務に当たり必要となる基礎的知識を獲得するため、地域ブロック別に研修会を開催するとともに、その成果等を基に研修教材を作成・配布し、地方公共団体レベルでの研修に活用できるようにする。 ○民間の被験者支援団体における支援者の能力の向上を図ることを目的として、研修教材を作成する。 ○地方公共団体や犯罪被害者団体等の関係機関・団体が連携・協働して、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を主な柱としてモデル事業を実施し、そこで得られたノウハウ等を広く提供することにより、地域において支援の担い手となる人材の裾野の拡大や被害者支援の気運の醸成など地域社会全体における取組を促進する。 ○犯罪被害者等のための施策の効果的・効率的な実施を図るために、犯罪被害者等の意見に随時耳を傾けることが必要であり、そのため、犯罪被害者団体等との情報交換会を全国箇所で行う。 【普及・啓発】 ○犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等に関する施策について、広く国民に啓発・情報提供等を行うため、ポスター・リーフレット等の啓発資料を作成する。 ○国民が犯罪等による被害について考える機会として、犯罪被害者週間にあわせ、「国民のつどい」を中央及び地方において開催する。 </p>							
コスト	平成22年度概算要求額		人件費					
	事業費	129 百万円	{	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	49 百万円		担当正職員	45,241 (35,322) 千円	5 (4)	人	
	総計	178 百万円		臨時職員他	3,630 千円	1	人	
これまでの同様の予算項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	59						
	H19(決算上の不用額)	44						
	H20(決算見込額)	95						
	H21(当初予算)	151						
	H21(補正予算)	0						
	H22概算要求	129						
平成22年度 予算内訳(補助金の場合 は負担割合等も)	【調査研究】 ○犯罪被害者等施策年次報告作成経費 6百万円 【連携促進】 ○都道府県担当者会議開催 0.4百万円 ○地方公共団体職員向け研修 19百万円 ○被害者支援人材育成促進事業 42百万円 ○地域における犯罪被害者等支援の普及促進 40百万円 ○犯罪被害者団体等との情報交換等の実施 3百万円 【普及・啓発】 ○啓発資料の作成等 3百万円 ○「犯罪被害者週間」事業実施経費 14百万円							

施設・事業シート(概要説明書)

担当府省名	内閣府	予算事業名	犯罪被害者等施策の推進					
担当局庁名	政策統括官 (共生社会政策担当)	上位施設事業名	共生社会実現のための施策の推進					
担当課・室名	犯罪被害者等施策推進室	事業開始年度	平成17年度(運営促進、普及・啓発)、平成18年度(調査研究)	犯罪被害者等施策推進室 戸真一				
事業/制度の必要性		<p>【調査研究】 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第10条において、政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならないこととされており、犯罪被害者等施策を総合的かつ計画的に推進するための役割を担う内閣府において、政府としての犯罪被害者施策の進捗状況をとりまとめ、年次報告書を作成する必要がある。また、同白書は国民への情報提供を行う手段として活用される。</p> <p>【連携推進】 犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第3条の基本理念及び犯罪被害者等基本計画(平成17年12月閣議決定)の基本方針にあるように、犯罪被害者等が必要とする支援は、具体的な被害の状況・原因、犯罪被害者等が置かれている状況等によって極めて多岐にわたるが、そうした支援を、誰でも必要なときに必要な場所で受けられるようにするために、支援のための十分な体制整備が必要である。</p> <p>しかしながら、地域における被辯護士支援にあたって重要な役割を担うことが期待されている地方自治体の知事部局、特に市町村においては、自ら実施すべき施策であるという認識が欠如している団体が存在するなど、被辯護士支援に対する理解は十分とはいえない。また、公的支援以外のきめ細やかな支援が期待される民間団体においても、人的・物的な基盤が脆弱な団体が多く、十分な支援が行われていない。</p> <p>そのため、地方自治体及び民間団体への情報提供及び情報交換、研修の実施及び支援、事業のノウハウの提供等を引き継ぎ実施する必要がある。</p> <p>【普及・啓発】 地域における被辯護士支援にあたって重要な役割を担うことが期待されている地方自治体の知事部局、特に市町村においては、自ら実施すべき施策であるという認識が欠如している団体が存在するなど、被辯護士支援に対する理解は十分とはいえない。また、公的支援以外のきめ細やかな支援が期待される民間団体においても、人的・物的な基盤が脆弱な団体が多く、十分な支援が行われていない。</p> <p>そのため、地方自治体及び民間団体への情報提供及び住民への広報・啓発等を通じた支援を引き継ぎ実施する必要がある。</p>						
他省庁、自治体等における類似事業		なし						
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担		犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体の責務や構すべき各種施策の概要が規定されており、基本法に基づいて国及び地方公共団体がそれぞれ施策を行っているところである。また、被辯護士施策を総合的かつ計画的に推進するために策定された「犯罪被害者等基本計画」(平成17年12月27日閣議決定)では、取り組むべき258の施策を掲げているところ、それぞれの施策につき担当省庁が明記されており、各省庁は基本計画に示される役割分担に従って施策を実施している。						
活動実績	【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度			
	年次報告書(犯罪被害者白書)の作成	実施	実施	実施	実施			
	地域における犯罪被害者等支援の普及促進のためのモデル事業の実施箇所数	箇所	一	一	35			
	国民のつどい実施箇所数	箇所	4	5	5			
予算執行率		%	60.2	57.4	60.1			
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)		各種事業(シンポジウム・研修・会議等)におけるアンケートへの肯定的な回答の割合 【モデル事業・研修: 概ね80%以上】 【「犯罪被害者週間」国民のつどい: 概ね80%以上】						
成果実績 (成果指標の目標達成状況等)	【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度			
	モデル事業・研修におけるアンケートへの肯定的な回答の割合(平均)	%	-	-	91.1			
	国民のつどいにおけるアンケートへの肯定的な回答の割合(平均)	%	84.5	84.9	86.8			
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方向性、課題等)		<p>【調査研究】 年次報告書は、犯罪被害者施策推進会議における犯罪被害者等施策の進捗状況の検証の際にも利用しており、犯罪被害者等施策の総合的な推進に役立てている。また、年次報告書を公表することにより、国民や関係機関等に対し、施策に関する理解を深める効果が期待できる。</p> <p>【連携促進】 犯罪被害者支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するための「研修カリキュラム・モデル案」を作成し、関係機関・団体へ配布した。同案をモデルに、全国で関係機関・団体独自のカリキュラムを作成され始めており、犯罪被害者等が必要とする支援を誰でも必要なときに必要な場所で受けられる体制が整備が行われつつあり、全国統一的な支援レベルの底上げが促進された。</p> <p>各モデル事業・研修等については、報告書を地方公共団体に送付し、犯罪被害者等施策を担当する職員に対し、各地方公共団体での犯罪被害者等施策を企画・立案・実施していく上での参考となるよう、その周知及び活用を促すとともに、内閣府において「犯罪被害者等施策メールマガジン」で紹介するなど、全国的な情報共有を図ることにより、犯罪被害者支援のために十分な整備体制を促進している。また、各モデル事業・研修等における参加者へのアンケート調査では、肯定的な回答が各事業平均91%を占めており、事業の有効性が高いと考えられる。</p> <p>【普及・啓発】 犯罪被害者等施策に関する普及・啓発については、国民のつどいにおけるアンケートの肯定的な評価の割合が8割を超えており、国民への理解の促進は一定の効果が上がっているといえる。</p> <p>しかしながら、地域社会における被辯護士支援の取組はまだ緒についたばかりであり、支援を行うための体制が十分に整備されているとは言いがたい状況にある。</p> <p>そのため、犯罪被害者等の置かれた状況を認識する必要性や地方公共団体において施策を推進する重要性について啓発・情報提供等を今後もより一層強力に推進するとともに、民間団体への情報提供及び住民への広報・啓発等を通じた支援を引き継ぎ実施する必要がある。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)								
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)	平成16年12月 犯罪被害者等基本法 制定 平成17年12月 犯罪被害者等基本計画 決定 平成18年～ 犯罪被害者週間「国民のつどい」開催 平成18年～(毎年度発行) 「犯罪被害者白書」発行							

平成22年度要求事業等実施一覧

別 紙

事業名	21'予算額 (百万円)	22'要求額 (百万円)	対前年度 増△減額	対前年度 比率	事業目的及び内容
犯罪被害者等施策の推進	151	129	△ 22	85.6%	
【調査研究等経費】	19	6	△ 13	33.3%	
犯罪被害者等施策年次報告作成経費	5	6	2		犯罪被害者白書を作成するための経費。
地域における犯罪被害者等支援実態調査経費(前年度限りの経費)	8	0	△ 8		
犯罪被害者等に関する類型別の継続的な実態調査経費(前年度限りの経費)	7	0	△ 7		
【推進連携経費】	107	105	△ 2	98.6%	
都道府県担当者会議の開催	0	0	0		国と地方公共団体との密接な連携の下に犯罪被害者等施策の推進を図るため、都道府県担当者会議を開催するための経費。
地方公共団体職員向け研修経費	19	19	0		地方公共団体の窓口部局の職員を対象として、施策の総合的な推進や相談業務に当たり必要となる基礎的知識を養成するため、地域ブロック別に研修会を開催するとともに、その成果等を基に研修教材を作成・配布し、地方公共団体レベルでの研修に活用できるようにするための経費。
被害者支援人材育成促進事業	28	42	14		全国の民間支援団体で支援活動を行う者の一定レベル以上の支援の内容及び質を確保するため、被害者に直接関わって電話の受付や家事支援等の補助を行う者及び支援業務全般の補助を行うとともに、支援活動のプラン案を提案する者を対象とした研修教材(DVD)を作成するために必要な経費。
地域における犯罪被害者等支援の普及促進	39	40	1		地方公共団体や犯罪被害者団体等の関係機関・団体が連携・協働して、「支援の裾野を広げる取組」及び「犯罪被害者団体等との協働」を主な柱としてモデル事業を実施し、そこで得られたノウハウ等を広く提供することにより、地域において支援の担い手となる人材の裾野の拡大や被害者支援の取組を促進するための経費。
犯罪被害者団体等との情報交換会等の実施	1	3	2		平成22年度に基本計画の見直しが予定されていることを踏まえ、犯罪被害者団体等との情報交換会を全国9か所で行うための経費。
被害者支援ネットワーク連携・強化促進事業(前年度限りの経費)	18	0	△ 18		

平成22年度要求事業等実施一覧

別 紙

事業名	21'予算額 (百万円)	22'要求額 (百万円)	対前年度 増△減額	対前年度 比率	事業目的及び内容
【理解促進経費】(普及・啓発経費)	25	18	△ 7	70.7%	
啓発資料の作成等	10	3	△ 7		犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等に関する施策について、広く国民に啓発・情報提供等を行うため、ポスター・リーフレット等の作成を行う。さらに、平成22年度に見直しが行われる基本計画の周知を図るため、啓発資料を作成するための経費。
「犯罪被害者週間」事業実施経費	15	15	0		国民が犯罪等による被害について考える機会として、犯罪被害者週間にあわせ、「国民のつどい」を中央及び地方において開催するための経費。

施策・事業シート（概要説明書）

担当府省名	内閣本府		予算事業名	自殺総合対策の推進												
担当局庁名	政策統括官（共生社会政策担当）		上位施策事業名	共生社会実現のための施策の推進		作成責任者										
担当課・室名	自殺対策推進室		事業開始年度	平成19年度		加藤久喜										
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	自殺対策基本法		関係する通知、計画等	自殺総合対策大綱												
実施方法	■直接実施															
	■業務委託等（委託先等：一般競争入札により選定）															
	□補助金〔直接・間接〕（補助先：実施主体：）															
	□貸付（貸付先：）□その他（）															
支出先が独立法人等の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/										
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額	官庁OB役員報酬総額										
	積立金等の額		内訳		今後の活用計画											
目的 (何のために)	自殺の実態解明に関する調査研究を推進し、実態を踏まえた対策の推進を図る。また、国、地方公共団体、民間団体等と連携した各種啓発事業、「自殺予防週間」(9/10～16)に併せたシンポジウムの実施、パンフレットの作成・配布等を通じて、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及し、自殺予防に向けた機運の醸成を図る。さらに、地域における自殺者遺族支援団体の自立化を支援すること、地域における自殺対策の推進に重要な役割を果たす民間団体自殺対策従事者及び地方公共団体自殺対策担当の技能の向上や相互の連携を推進する。															
事業/制度概要	対象 (誰/何を対象に) 国民全般															
事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> ■自殺総合対策調査研究等 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺総合対策会議の開催 ・自殺の実態解明に関する調査研究 ・自殺対策白書の作成 ■自殺総合対策人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・全国自殺対策主管課長等会議開催 ・「分かち合いの会」運営方法等の研修会開催 ■自殺総合対策理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料（ポスター、パンフレット）の作成 ・自殺予防シンポジウムの開催 ・自殺対策重点広報の実施（年末・年度末） ・自殺予防相談体制の整備 など 															
コスト	平成22年度概算要求額		人件費													
	事業費	106 百万円		{ <table border="1"> <tr> <td>職員構成</td> <td colspan="2">概算人件費 (平均給与×従事職員数)</td> <td>従事職員数</td> </tr> <tr> <td>担当正職員</td> <td>53,076 (22,052)</td> <td>千円</td> <td>6.5 (3) 人</td> </tr> <tr> <td>臨時職員他</td> <td colspan="2">3,630 千円</td> <td>1 人</td> </tr> </table>	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	担当正職員	53,076 (22,052)	千円	6.5 (3) 人	臨時職員他	3,630 千円		1 人
	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)			従事職員数											
	担当正職員	53,076 (22,052)	千円		6.5 (3) 人											
臨時職員他	3,630 千円		1 人													
人件費	57 百万円															
総計	163 百万円															
これまでの同様の予算 項目の予算額等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の負担がある場合、概算の総額													
	H19(決算額)	34														
	H19(決算上の不用額)	30														
	H20(決算見込額)	65														
	H21(当初予算)	91														
	H21(補正予算)	10,000														
	H22概算要求	106														

施策・事業シート(概要説明書)

担当府省名	内閣本府	予算事業名	自殺総合対策の推進					
担当局庁名	政策統括官(共生社会政策担当)	上位施策事業名	共生社会実現のための施策の推進		作成責任者			
担当課・室名	自殺対策推進室	事業開始年度	平成19年度		加藤久喜			
平成22年度 予算内訳(補助金の場合は負担割合等も)		<ul style="list-style-type: none"> ■自殺総合対策調査研究等経費 48百万円 <ul style="list-style-type: none"> ○自殺総合対策会議経費 5百万円 ○自殺総合対策調査研究経費 43百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺総合対策推進・検証等経費 6百万円 ・政策課題等調査研究経費 31百万円 ・自殺総合対策年次報告作成経費 6百万円 ■自殺総合対策人材育成経費 12百万円 <ul style="list-style-type: none"> ○都道府県担当者等会議開催経費 1百万円 ○地域における自殺者遺族支援団体自立化支援等事業 11百万円 ■自殺総合対策理解促進経費 46百万円 <ul style="list-style-type: none"> ○自殺総合対策啓発推進経費 41百万円 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料等作成経費 18百万円 ・自殺予防対策啓発事業開催経費 8百万円 ・自殺対策重点広報実施経費 14百万円 ○自殺予防相談体制整備充実等経費 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談番号統一化事業経費 5百万円 						
事業/制度の必要性		自殺者数が、平成10年以降11年連続で3万人を超える状況にあること、平成20年に入り硫化水素による自殺が発生するなど憂慮すべき事態にあること、及び昨今の厳しい経済情勢を踏まえ、自殺者数の減少を図るため、自殺総合対策を総合的に推進する必要がある。						
他省庁、自治体等における類似事業		特になし。						
他省庁、自治体、民間等との連携・役割分担		<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策関係府省課長等会議、全国自殺対策主管課長等会議の開催により、他省庁、自治体と情報を共有し、連携のうえ自殺総合対策を推進。 ・各省庁は、「自殺総合対策大綱」に基づき、各所管施策を展開。また、自治体は、地域の自殺の実態を踏まえた対策を推進。 						
活動実績		【活動指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
		自殺予防シンポジウムの開催	回		1	1		
予算執行率			%		123.5	73.3		
成果目標 (現状の成果及び今後どのようにしたいか、定量的な成果)		シンポジウム等のアンケートにおける肯定的な評価の割合【95%以上】】						
成果実績 (成果目標の目標達成状況等)		【成果指標名】 / 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度		
		シンポジウムのアンケートにおける肯定的な評価の割合	%		95.8	93.3		
事業/制度の自己評価 (今後の事業/制度の方針性、課題等)		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自殺総合対策調査研究等経費 インターネットによる自殺の防止、インターネットを用いた効果的な自殺対策を検討するため、インターネット上の自殺に関する情報の現状と問題の所在を的確に把握するため、調査研究を行っており、その結果については、今後、硫化水素自殺等特殊な事案が発生した場合の対応策を策定するための基礎資料等に活用する予定である。 ○ 自殺総合対策人材育成 自殺防止に携わる民間団体の協力の下、当該団体の有する知見を活用し、少人数で具体的な事例等をもとに、対応方法等に関する研修会・ワークショップを実施している。これらの事業の参加者アンケート結果は、好意的な意見が多い。本事業を実施することにより、自殺対策従事者の相談・支援技術の向上や自助グループの新規立ち上げ等が期待できる。 ○ 自殺総合対策理解促進経費理解促進 シンポジウムの参加者アンケート調査では、「有意義である」という肯定的な回答(93%)が得られていることから、事業の実施等を通じて、自殺や精神疾患についての正しい知識を普及するという目的は一定程度達成されている。また、自殺総合対策に関するパンフレットについては、地方公共団体や民間団体からの配布希望が多く、より多くの国民へ施策の周知を図ることに貢献していると考えられる。 <p>以上を踏まえ、自殺のない「生きやすい社会」を実現するため、「「自殺総合対策大綱」(平成19年6月8日閣議決定)に基づき、自殺対策を引き続き推進する。</p>						
比較参考値 (諸外国での類似事業の例など)								
特記事項 (事業/制度の沿革、予算の削減に向けた取組み等)		都道府県に設置された地域自殺対策緊急強化基金(平成21年度補正予算で措置)を踏まえ、事業の実施や内容について、合理化を図った。						

事業名	21'予算額 (百万円)	22'要求額 (百万円)	対前年度 増△減額	対前年度 比率	事業目的及び内容
自殺総合対策の推進	91	106	15	116.0%	
【調査研究等経費】	32	48	16	149.5%	
自殺総合対策会議経費	6	5	0		内閣官房長官を会長とし、委員を他の国務大臣として組織される「自殺総合対策会議」及び同会議に置かれる幹事で組織される「幹事会」を運営するための経費。
自殺総合対策推進・検証等経費	5	6	0		自殺防止等に必要な対策及び大綱に基づく施策の実施状況等の検証、評価等を検討するため、外部の専門家等をメンバーとした調査研究会を開催するための経費。
政策課題等調査研究経費	14	31	17		自殺総合対策会議における自殺対策に関する重要事項の審議等に資するため、特定の課題に関する研究、国民の意識・行動や地方公共団体、民間団体等における自殺対策の様々な取組等を調査するための経費。
自殺総合対策年次報告作成経費	7	6	△ 1		自殺総合対策白書を作成するための経費。
【人材育成経費】	27	12	△ 15	44.1%	
都道府県担当者等会議開催経費	1	1	0		地方公共団体における自殺総合対策への取組を促進するために開催する会議の運営のための経費。
地域における自殺者遺族支援団体自立化支援等事業	16	11	△ 5		地域における自殺者遺族等を支援する自助グループ等の自立的取組を支援するため、成立して間もない自助グループ等の運営、活動等を支援するとともに、自助グループ等がない地域においては、グループ等の立ち上げ等を支援するための経費。
自殺予防ワークショップ開催経費(前年度限りの経費)	10	0	△ 10		
【理解促進経費】(普及・啓発経費)	32	46	14	142.6%	
啓発資料等作成経費	18	18	0		我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、その後も高い水準で推移していることを踏まえ、「自殺予防週間」に併せて、中央、地方において、基調講演・シンポジウム等を開催するとともに、自殺総合対策に関するポスターや小冊子等の啓発資料の作成・配布する。また、年度末を中心自殺の社会的要因である失業や倒産、多重債務問題等の深刻化が懸念されるため、年末、年度末や自殺の多発が懸念される時期に、内閣府において自殺予防のための広報啓発キャンペーンを実施するための経費。
自殺予防対策啓発事業開催経費	8	8	0		
自殺対策重点広報実施経費	0	14	14		

平成22年度要求事業等実施一覧

別 紙

事業名	21'予算額 (百万円)	22'要求額 (百万円)	対前年度 増△減額	対前年度 比率	事業目的及び内容
電話相談番号統一化事業経費	5	5	0		都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センターが実施している「心の健康電話相談」等自殺防止に資する電話相談事業に、全国共通の一つの電話番号を設定するための経費。

(予算担当部局用)

事業番号 1-16-15

論点等整理シート(予算担当部局用)

施設・事業名	【内閣府】普及・啓発事業 (1) 青少年健全育成、(2) 食育、(3) 少子化社会対策、(4) 高齢化社会対策、(5) バリア・フリー・ユニバーサルデザイン推進、(6) 障害者施策、(7) 交通安全対策、(8) 犯罪被害者等、(9) 自殺対策		
予算額	平成21年度当初予算額	平成22年度概算要求額	
	1,456 百万円	1,315 百万円	事業予算についての論点等

1. 基本的考え方

- 今年7月に実施された民主党の事業仕分け報告では、「各省庁等が同様の活動を行っている点に着目し、紙媒体の発行やイベントは廃止」等の指摘がなされている。
- 政策統括官(共生社会政策)にかかる施策の推進は、法律に基づき内閣府が総合調整を実施すべきとされており、各施策分野毎に特命大臣が任命され、各施策を実施している。ただし、普及啓発については、厳しい経済・財政状況を踏まえれば、どの程度の緊急性があるのか十分に検証する必要がある。
- 施策の中には、継続的に実施されている事業もあり事業がマンネリ化したり、事業の効果に疑問があるものが見受けられ、また、パンフレットやイベント経費等の中には、各省庁等の普及啓発事業と重複しているものが見られることから、横断的に予算の重複を排除すべきではないか。

2. 見直しの方向性

- 普及啓発経費については、指摘を踏まえ、パンフレット、ポスター、冊子などの紙媒体の発行や全国大会、フォーラムなどの広報・イベント経費は、廃止を含め抜本的に見直す。
- 法律や大綱等により実施が要請されている普及啓発等の業務については、真に必要な事業・緊急性があるかどうか十分な検証が必要。また、国民の安全・安心等に重点化することが必要ではないか。
- 各省庁等横断的にパンフレットやイベント経費等の見直しを行ない、予算の重複を排除する。また、各省庁等と共に事業手法の工夫をして、より少ない経費で効果的な事業を実施する必要がある。